女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、より一層女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和７年４月１日～　令和８年３月31日までの１年間

２．内容

目標１：役職者（副主任以上）に占める女性職員の割合を３０％以上とする。

＜対策＞

- 令和７年４月～　人事考課制度における面談シートの活用
  役職者等へのキャリア志向を調査・分析
  課題に対してキャリア研修等のプログラムを検討
- 令和７年１０月～　人事考課制度における中間面談の実施
  キャリア研修等を含む人事プロジェクトを開始
- 令和８年２月～　人事考課制度における役職登用の面談及び決定